

公証人

紛争を未然に防ぐために



日本公証人連合会

公証人

公証人は、市民の生活や財産などの権利を守り、トラブルを未然に防ぐために活躍しています。

財産

公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。

遺言

離婚

公正証書で遺言を作って、大切な人に遺産を譲ります。

会社

公正証書で離婚契約書を作って、子供の将来を支えます。

定款認証で、適法な会社を設立します。

任意後見契約書を作って、老後の安心を保ちます。

任意後見契約書を作って、老後の安心を保ちます。

老後

公証制度の発展

公証制度は明治19年の「公証人規則」の制定・公布とともに成立しました。この規則はフランスの公証制度をモデルとし、オランダ法の影響も受けていました。この規則の下では公証人の権限は公正証書の作成に限定されていました。

現在の公証人法はドイツ(当時のプロシヤ)の影響を受け、明治42年に施行され、公証人規則は廃止されました。この法律は公正証書の作成とともに私署証書の認証の権限も公証人に与えました。

公証人法はその後数回改正され、現在の形になっています。昭和13年には会社定款の認証も公証人の役割になり、平成10年には宣誓認証の制度が、平成14年には電子公証の制度がスタートしました。

公証制度の目的

現在のわが国の公証制度は、私人の法律関係や私権に関する事実について、公証人が公正証書の作成、認証その他の方法でこれを証明することにより、法律関係や事実の明確化ないし文書(電磁的記録を含む)の証拠力を確保し、さらには、執行力を付与することにより、私的法律生活の安定と私的紛争の予防を図ろうとするものです。



公証人の任免等

公証人は法務大臣から任命された実質上の公務員です。

公証人は法務大臣から任命され法務局又は地方法務局に所属し、国の公務に従事する公務員であり、国家賠償法等の適用がありますが、国から報酬を受けることはなく、手数料令で定められた手数料等の収入により、役場を維持し、公証人の補助者である書記の給与等一切の費用を賄っており、その意味では自営業者であります。

公証人は裁判官、検察官又は弁護士となる資格を有する者(法曹有資格者)から任命されるのが原則ですが、この他多年法務事務に携わり裁判官、検察官等に準ずる学識経験を有

する者で、検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者も任命されております。また、平成15年度の任命者から、公証人にも公募制が採用されるようになりました。

公証人法には、法務大臣は70歳に達した公証人を免ずることができる等が定められています。そして、公証人は、所属する法務局又は地方法務局の監督を受けることになっています。

全国には約500人の公証人がおり、公証人はそれぞれ50ある公証人会(「単体会」ともいう)の会員になっています。 ※法務局、地方法務局の管轄に対応

公証人の執務する公証役場

公証人の執務する事務所を公証役場といい、公証人は所属する法務局又は地方法務局の管轄区域内にある公証役場で執務しております。全国には、約300の公証役場があります

が、同役場では1ないし8人程度の公証人が勤務し、その他数名の書記が公証人の公証業務を補佐しています。

日本公証人連合会（日公連）

全国の公証人会及び公証人をもって組織された団体です。

日本公証人連合会（日公連）は、全国に50ある公証人会（単位会）及び公証人の2種類の会員によって組織され、公証制度の普及発展、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としています。

なお、日公連は地域ごとに12のブロック会を構成しています。

日公連の活動

日公連速報等の作成

随時作成される日公連速報には、各公証人の執務の参考に資するため

- 日公連理事会の結果報告及び各委員会の活動状況
- 公証事務に係る重要な法改正等の速報
- 会員の人事異動、公証役場の所在地の変更等の連絡等を記載し、会員に配布しています。

各種参考資料の作成

機関誌「公証」は通常年3回発行し、その他公証人法の解説書、遺言等各種文例集を作成配布しています。

公証業務照会への対応

日公連に公証業務照会本部センターを設置し、公証人が日々の業務で直面する法律問題に的確に対処できるよう、上記ブロック会ごとに設けられた公証業務照会ブロックセンターから上がってくる照会に応じるシステムとなっています。

研修

公証人に対する研修として、新任公証人に対する研修（年3回）、ベテラン公証人に対する専門研修を実施しています。

遺言検索

公証制度100年記念事業の一環としてコンピュータによる遺言検索システムが平成元年からスタートし、全国の公証役場で作成される遺言は全てコンピュータに登録され、検索できるシステムが稼働しています。

広報

公証制度を広く国民の間に普及させるため、日常的な関係諸団体との連携強化、日公連ホームページの改定等に加えて、法務省の後援の下に、毎年10月1日から10月7日の間を公証週間と定め、マスコミ報道機関等への広報依頼、関係団体等へのポスター・チラシの配布、無料電話公証相談等を実施しています。

国際的活動

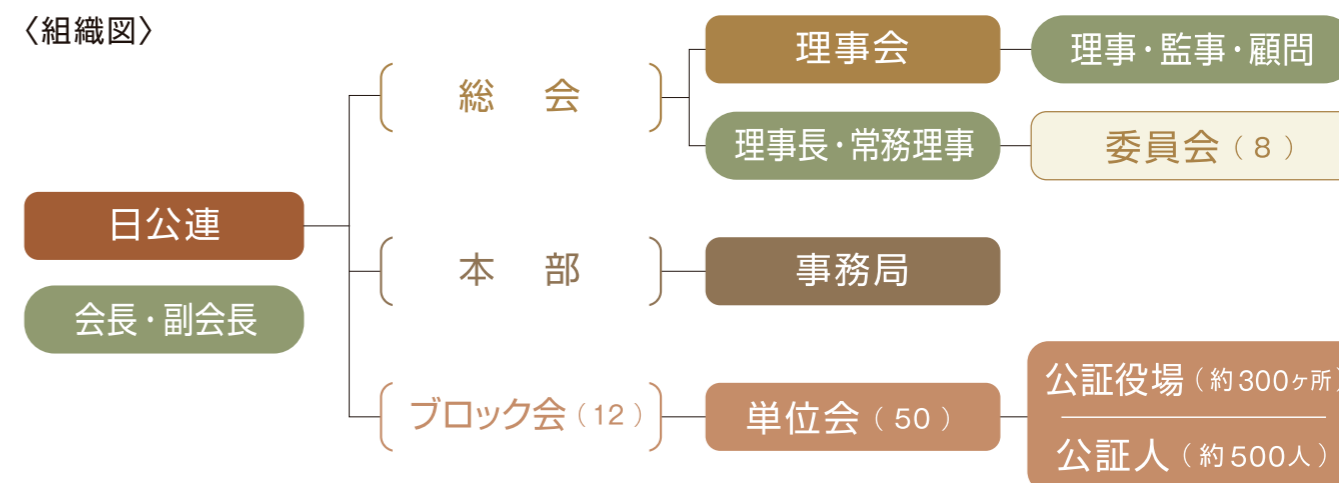
日公連は昭和52年に公証人国際連合（UINL、当時の名称はラテン系公証人国際連合）に加盟して以来、毎年、総会や評議員会等へ代表を派遣するなどして各国公証人会との国際交流協力活動を行っています。平成23年には日本、中国、インドネシア、韓国の4ヶ国をメンバーとするアジア地域委員会（CAAs）が設立されました。

日公連の役員及び委員会等

日公連は役員等として、会長1人のほか、副会長、理事（理事長1人、常務理事若干人）、監事及び顧問を置き、会長、副会長及び理事とで理事会を構成します。

また、日公連には現在、法規、企画、広報、外務、文例、編集、電子公証、制度の8つの委員会があります。

〈組織図〉



法規委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証関係法令の調査研究に関する事項 ● 公証関係法令の解釈運用に関する事項
企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証事務の運営改善に関する事項 ● 公証人の職業倫理の研究に関する事項 ● 日公連の運営に関する重要事項
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証制度の広報に関する事項 ● 上記広報に関する資料の作成配布に関する事項
外務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国公証制度の調査研究及び外国公証関係機関との連絡交渉に関する事項 ● 上記調査研究に関する資料文献の刊行に関する事項
文例委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証事務に関する文例の調査研究に関する事項 ● 上記調査研究に関する資料文献の刊行に関する事項
編集委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関誌及び名簿その他定期刊行物の編集刊行に関する事項 ● 他の委員会の所管に属しない資料文献の刊行に関する事項
電子公証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子公証事務の運営及び改善に関する事項 ● 電子公証制度の調査研究に関する事項
制度委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証制度の運営改善に関する事項 ● 公証制度（電子公証制度を除く）の調査研究に関する事項 ● 上記調査研究に関する資料文献の刊行に関する事項

公証人が提供する法的サービス

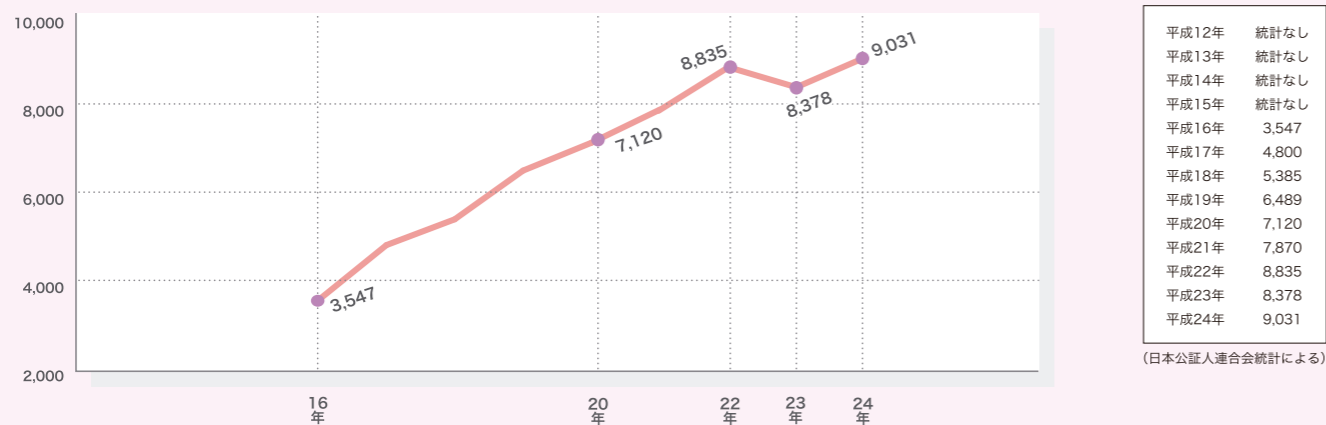
公証人が提供する法的サービスには次のようなものがあります。

公正証書の作成

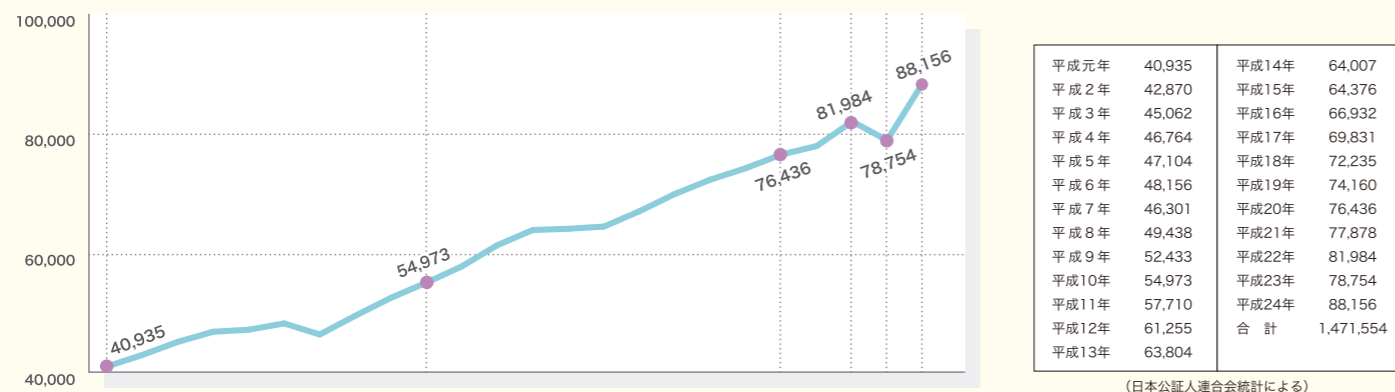
公正証書とは、私人からの囑託により、公証人がその権限において作成する文書のことです。公正証書は、公正な第三者である公証人がその権限に基づいて作成した文書ですから、当事者の意思に基づいて作成されたものであるという強い推定が働き、これを争う相手方の方でそれが虚偽であるとの反証をしない限りこの推定は破れません。

さらに、金銭債務についての公正証書は、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている場合は執行力（債務不履行の場合、裁判に訴えることなく直ちに強制執行をすることのできる効力）を有します。この執行力を有する公正証書を特に執行証書といいます。

任意後見契約件数の推移



公正証書遺言件数の推移



公正証書の種類

契約に関する公正証書

契約に関する公正証書としては、売買、賃貸借、金銭消費貸借などですが、近年、公正証書によることが法令上予定されている契約も増えています。事業用定期借地権、定期借地権、定期建物賃貸借、任意後見契約、離婚時の年金分割の合意等です。

一例を挙げると、平成12年にスタートした任意後見制度は、認知症などにより判断能力

が不十分な状況に陥った場合に備えてあらかじめ代理人(任意後見人)を選任し、自分の生活の維持や療養看護、財産管理のための必要な事務などを代わって行って貰うための契約ですが、平成18年には約5,400件だった任意後見契約公正証書が、同24年には9,031件と増加しております。

単独行為に関する公正証書

当事者間の合意ではなく、一人の当事者の意思内容を明らかにするためにも公正証書は作成されています。その典型が遺言ですが、遺言公正証書の作成件数は増加しており、平成元年には約4万1,000件であったものが、同18年には約7万2,000件、同24年には

8万8,156件に達しました。なお、平成12年には、口がきけない等障害のある方々も公正証書遺言ができるように民法が改正されています。

また、マンション分譲業者などによる規約設定は公正証書によらなければなりません。

事実実験公正証書

権利義務や法律上の地位に関係する重要な事実について公証人が、実験すなわち五官の作用で認識した結果を記述する公正証書を事実実験公正証書といいます。

例えば、土地の境界の現況がどうなっているかを公証人が現地に赴いて確認した結果などを記載します。また、特許の関係で特許権の成立以前から同様の発明が既に存在し、使用されていたことにより成立する「先使用权」の存在を証明する物品や書類・記録などの存

在を明確にして、後日の紛争に備えることが可能です。

その他、近年注目されているのが、尊厳死宣言公正証書です。これは、囑託人が自らの考えで尊厳死を望む、すなわち延命措置を差し控え、中止する旨等の宣言をし、公証人がこれを聴取する事実実験をしてその結果を公正証書にするというものです。

認 証

認証とは、ある行為又は文書が正当な手続・方式に従っていることを公の機関が証明することで、公証人が行う私署証書等に対する認証には次のようなものがあります。

私署証書等に対する認証の種類

署名又は記名押印の認証

公証人の認証は、私署証書(作成者の署名、署名押印又は記名押印(以下、「署名押印等」という)のある私文書)の署名押印等の真正を公証人が証明することであり、これにより文書が作成

名義人の意思に基づいて作成されたことが推定されることとなります。

宣誓認証

宣誓認証は、公証人が私署証書に認証を与える場合において、当事者がその前で証書の記載が真実であることを宣誓した上、証書に署名押印等し、又は証書の署名押印等を自認したときは、その旨を記載して認証する制度です。宣誓認証を受けた文書を宣誓供述書といいます。

宣誓認証は、公証人が作成名義人に「証書の内容が虚偽であることを知りながら宣誓した場合には10万円以下の過料に処せられる」ことを告知した上で付与されるものであり、証書に記載された内容の真実性を担保しようとするものです。

外国文認証

外国文認証とは、外国において使用される私署証書で、外国語又は日本語で作成され署名押印等ある私署証書に対する認証です。

文書を海外の相手方で問題なく受け入れられるには、その文書が真正に作成されたことが相手方において容易に確認できなければなりません。その確認手段として考え出されました。

公証人の認証を受けた文書は、当該公証人の所属する法務局長の証明を経て、外務省で公印証明を受けた後、仕向国の駐日大使館(領事館)で領事認証を受けるのが原則です。

この手続を簡略化するものにハーグ条約があります。ハーグ条約加盟国で行使する場合は外務省の公印証明(アポステイーユ)の付与を受ければ、在日の当該国の領事認証は必要ないこととなります。

なお、東京公証人会・横浜公証人会では、外務省に出向く必要がない、すなわち、加盟国向けの場合には、公証人の認証後、直ちに仕向国に提出できる、非加盟国の場合にも、公証人の認証後、駐日大使館(領事館)に行けばよいという簡便な取り扱いが行われています。

定款の認証

定款とは、法人の目的、内部組織活動に関する根本規則であり、株式会社、一般社団法人及び一般財団法人等の定款については、公証人の

認証を受けなければ効力が生じません。

確定日付の付与

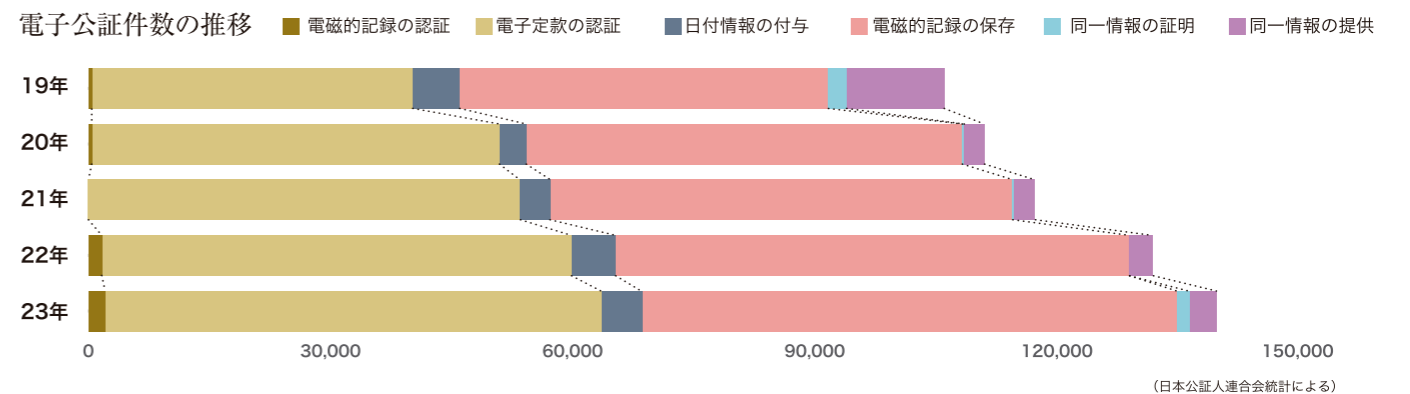
私署証書、つまり私法上の法律行為又は私法上の法律行為に関連性ある事実を記載した私人の署名、署名押印又は記名押印のある文書に、確定日付印が押されると、特定の内容を持ったその私署証書が確定日付の日に存在したことが証明されることとなります。

電子公証

電子公証制度は、平成14年からスタートし、それまでは紙の文書に対して行ってきた私署証書の認証や確定日付を電磁的記録(電子文書)にもできるようにした制度であり、政府の推進するe-Japan(電子政府)の実現を目指す公の制度の一環をなすものです。

電子公証で必要とされる電子証明書は、当初は商業登記制度に基づく電子証明書に限られていましたが、平成16年からは、民間認証

機関の発行する個人の電子証明書、平成19年からは公的個人認証法による電子証明書(住民基本台帳の情報に基づくもの)も利用できるようになりました。現在、電子私署証書の認証、電子定款の認証、日付情報の付与のほか、電磁的記録の保存、同一情報の証明及び提供を行っています。電子認証で最も利用されているのは、4万円の収入印紙の貼付を要しないこともあり、株式会社の電子定款です。



全国に
公証役場は
約**300**ヶ所

公証人は
約**500**人



九州ブロック
単位会 8
役場 33
公証人 50

中国ブロック
単位会 5
役場 22
公証人 30

九州
33ヶ所

東海ブロック
単位会 3
役場 21
公証人 39

北陸ブロック
単位会 3
役場 9
公証人 13

中国 **22**ヶ所
関西 **35**ヶ所
(大阪・古都・兵庫)

四国 **11**ヶ所

四国ブロック
単位会 4
役場 11
公証人 17

北海道ブロック
単位会 4
役場 13
公証人 20

北海道
13ヶ所

東北ブロック
単位会 6
役場 24
公証人 29

東北 **24**ヶ所
関東 **74**ヶ所

古都ブロック
単位会 4
役場 14
公証人 23

大阪ブロック
単位会 1
役場 11
公証人 31

兵庫県ブロック
単位会 1
役場 10
公証人 21

中部 **30**ヶ所
(東海・北陸)
東京 **45**ヶ所
◎ 本部事務局

関東ブロック
単位会 10
役場 74
公証人 118

東京ブロック
単位会 1
役場 45
公証人 108

(数値は平成25年11月現在)
※詳細は折込一覧表に記載

全国には、公証役場が約300ヶ所あり、公証人は約500人おります。
日本公証人連合会は12のブロック会、50の単位会で構成されています。
また日公連の本部・事務局は、東京都千代田区霞が関に置かれています。

公証人の職務執行区域

公証人は、公証役場で執務することが原則ですが、例外として事件の性質上又は法令の定めにより出張して執務することができます。その場合における公証人の職務執行の区域は、その所属する法務局又は地方法務局の管轄区域と同じです。従って、例えば東京法務局所属の公証人は、横浜地方法務局等他の法務局管内の病院に出張して、遺言公正証書を作成することはできません。しかし、上記の職務執行の区域(通常は役場)で行う限り、職務執行区域外で生じた事件であっても、職務執行区域外に居住する者の嘱託する事件であっても、職務

を遂行することができます。例えば、東京の公証人が、公証役場に相談にきた北海道に居住する人の嘱託を受けて、公正証書を作成したり、認証をすることは何の問題もありません。

なお、会社等の定款の認証については、本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が扱うこととされています。



相談無料 お近くの公証役場まで
お気軽にご相談ください

公正証書作成の手数料等は、目的の価額等により公証人手数料令に定められています。



日本公証人連合会

日本公証人連合会

検索

日本公証人連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル5階

TEL 03-3502-8050 FAX 03-3508-4071

[ホームページ] <http://www.koshonin.gr.jp/>

[Eメール] honbu@koshonin.gr.jp